

日野市国民保護計画 資料編

平成19年3月

(令和元年9月変更)

日野市

資料編目次

第1編

1-1	日野市国民保護協議会条例（本編2頁）	1
1-2	関係機関の所在地（本編7頁）	3
1-3	地形（本編8頁）	5
	（1）日野市の位置・面積	5
	（2）日野市の地形図	5
	（3）日野市の横断地質推測図	6
	（4）日野市の地質	6
1-4	人口分布（本編9頁）	7
	（1）町丁別世帯数と人口	7
	（2）年齢、男女別人口	11
1-5	道路・鉄道の位置等（本編9頁）	13

第3編

3-1	関係報道機関の所在地（本編50頁）	14
3-2	動物の保護等に関する通知（本編66頁）	15
3-3	救援の程度及び方法の基準（本編73頁）	17
3-4	安否情報省令（本編78頁）	25
3-5	公用令書等の様式（本編86頁）	33
3-6	被災情報の報告様式（本編92頁）	36

資料 1 - 1 日野市国民保護協議会条例

日野市国民保護協議会条例

平成18年3月30日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、日野市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事20人以内を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第13号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

資料 1 - 2 関係機関の所在地

1. 指定地方行政機関（自衛隊を含む）

名 称	所在地
関東地方整備局京浜河川事務所	
多摩出張所	稲城市大丸 3 1 1 7 - 1
多摩川上流出張所	福生市南田園 3 - 6 4 - 2
関東財務局 東京財務事務所 立川出張所	立川市錦町 4 - 2（立川地方合同庁舎）
陸上自衛隊東部方面総監部	東京都練馬区大泉学園町

2. 東京都

名 称	所在地
東京都南多摩保健所	多摩市永山 2 - 1 - 5
東京都 南多摩西部建設事務所	八王子市明神町 3 - 1 9 - 2
東京都下水道局 流域下水道本部	立川市錦町 1 - 7 - 2 6
日野警察署	日野市日野 5 8 9 - 1
東京消防庁第九消防方面 本部・日野消防署	日野市神明 2 - 1 4 - 3

3. 指定公共機関・指定地方公共機関・協力機関

名称	所在地
東日本旅客鉄道株式会社	
日野駅	日野市大坂上 1-9-6
豊田駅	日野市豊田 4-4-1
京王電鉄株式会社	
高幡不動駅	日野市高幡 1-3-9
百草園駅	日野市百草 2-0-9
南平駅	日野市南平 6-9-3-1
平山城址公園駅	日野市平山 5-1-8-1-0
多摩動物公園駅	日野市程久保 3-3-6-3-9
日本郵政株式会社 日野郵便局	日野市宮 3-4-5
NTT東日本株式会社 東京西支店	立川市錦町 4-1-1-5
東京電力パワーグリッド 株式会社 多摩総支社	八王子市八日町 8-1
東京ガス株式会社 多摩支店	立川市曙町 3-6-1-3
中日本高速道路株式会社 八王子支社	八王子市宇津木町 2-3-1
日本赤十字社 東京都支部日野地区	日野市神明 1-1-2-1 日野市役所内
多摩都市モノレール株式会社	
高幡不動駅	日野市高幡 1-0-3-9-1
甲州街道駅	日野市日野 1-0-3-0先
万願寺駅	日野市万願寺 4-3-4
程久保駅	日野市程久保 8-1先
多摩動物公園駅	日野市程久保 7-1先
大東ガス株式会社	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字西 1-0-8-1
日野市医師会	日野市多摩平 3-1-1-2
日野市社会福祉協議会	日野市日野本町 7-5-2-3
株式会社ジェイコム東京 八王子・日野局	八王子市明神町 4-9-8 京王八王子明神ビル

資料 1 - 3 地形

(1) 日野市の位置・面積



日野市の面積 27.53 km²

日野市の境界 東経 139度21分28秒 (西端)

〃 139度26分28秒 (東端)

北緯 35度38分32秒 (南端)

〃 35度41分42秒 (北端)

広 が り 東西 7.59キロメートル

南北 5.85キロメートル

周 囲 25.5キロメートル

日野市役所 東京駅まで約33.5 km

の位置から 東京都東端 (江戸川区) まで44.5 km

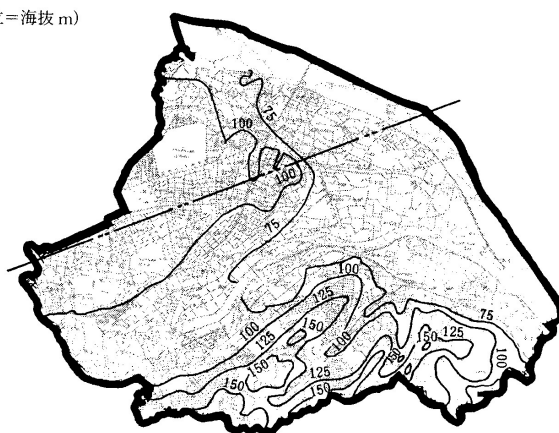
東京都西端 (奥多摩町) まで43.0 km

※ 世界測地系による。

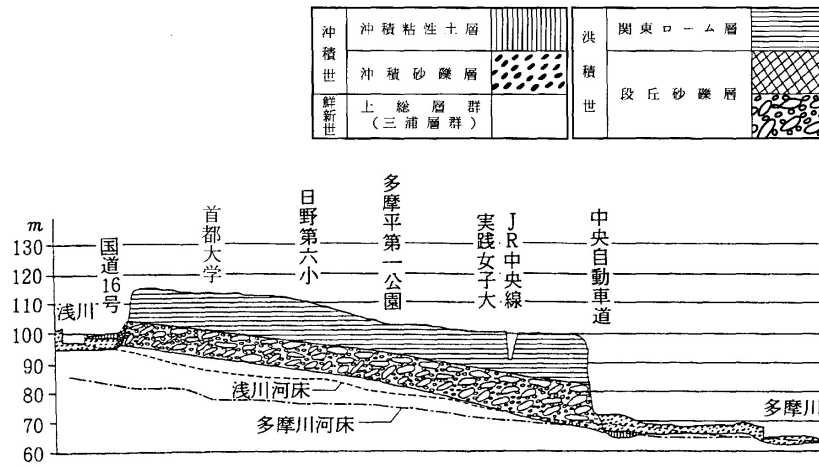
平成14年4月1日施行の改正測量法により、測地基準系を「日本測地系」から世界共通の「世界測地系」に移した。

(2) 日野市の地形図

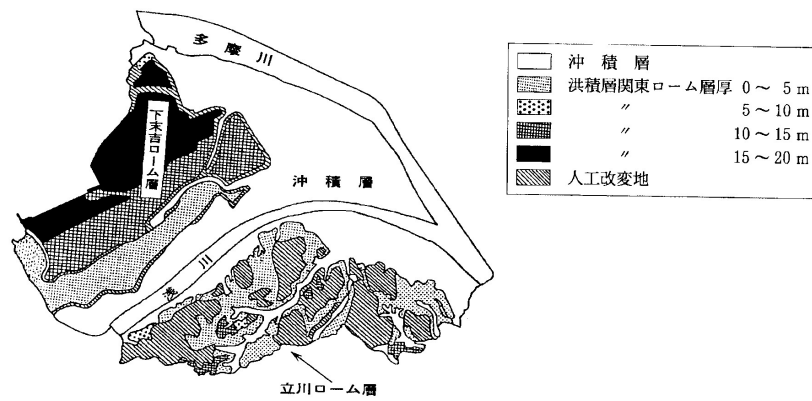
(単位=海拔 m)



(3) 日野市の横断地質推測図
(ボーリング調査による)



(4) 日野市の地質



資料 1 - 4 人口分布

(1) 町丁別世帯数と人口

平成 31 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳による

町丁	世帯数	人口(人)	面積 (平方 km)	人口密度 (人/平方 km)
総数	88,402	185,393	27.53	6,734
多摩平 1 丁目	1,381	2,958	0.17	17,400
多摩平 2 丁目	1,295	2,775	0.22	12,613
多摩平 3 丁目	1,232	2,422	0.27	8,970
多摩平 4 丁目	1,348	2,548	0.20	12,740
多摩平 5 丁目	746	1,574	0.16	9,837
多摩平 6 丁目	1,378	2,801	0.31	9,035
多摩平 7 丁目	798	1,582	0.15	10,546
日野台 1 丁目	784	1,620	0.11	14,727
日野台 2 丁目	862	1,925	0.17	11,323
日野台 3 丁目	233	233	0.46	485
日野台 4 丁目	453	968	0.08	12,100
日野台 5 丁目	393	869	0.08	10,862
さくら町	0	0	0.12	0
富士町	647	1,868	0.11	16,900
栄町 1 丁目	688	1,421	0.25	5,684
栄町 2 丁目	777	1,506	0.23	6,547
栄町 3 丁目	448	1,042	0.50	2,084
栄町 4 丁目	347	774	0.12	6,200
栄町 5 丁目	175	412	0.43	958
新町 1 丁目	1,235	2,409	0.13	18,530
新町 2 丁目	332	633	0.07	9,042
新町 3 丁目	737	1,565	0.19	8,236
新町 4 丁目	301	934	0.14	6,671
新町 5 丁目	220	655	0.21	3,119
平山 1 丁目	232	507	0.10	5,070
平山 2 丁目	574	1,254	0.22	5,700
平山 3 丁目	764	1,620	0.24	6,750
平山 4 丁目	1,192	2,337	0.24	9,737
平山 5 丁目	631	1,220	0.19	6,421

町丁	世帯数	人口(人)	面積 (平方 km)	人口密度 (人/平方 km)
平山 6 丁目	957	1,896	0.28	6,771
東平山 1 丁目	979	1,615	0.19	8,500
東平山 2 丁目	650	1,482	0.18	8,233
東平山 3 丁目	467	1,254	0.27	4,644
西平山 1 丁目	591	1,304	0.29	4,496
西平山 2 丁目	358	784	0.16	4,900
西平山 3 丁目	320	629	0.18	3,494
西平山 4 丁目	221	432	0.21	2,057
西平山 5 丁目	1,335	3,197	0.31	10,312
大字豊田	46	118	0.02	5,900
豊田 1 丁目	380	766	0.21	3,647
豊田 2 丁目	799	1,826	0.34	5,370
豊田 3 丁目	1,350	2,776	0.21	13,219
豊田 4 丁目	904	1,665	0.20	8,325
東豊田 1 丁目	826	1,899	0.30	6,330
東豊田 2 丁目	434	990	0.20	4,950
東豊田 3 丁目	1,206	2,414	0.16	15,087
東豊田 4 丁目	919	1,965	0.16	12,281
旭が丘 1 丁目	1,619	3,457	0.23	15,030
旭が丘 2 丁目	1,468	2,977	0.30	9,923
旭が丘 3 丁目	477	1,019	0.21	4,852
旭が丘 4 丁目	780	1,744	0.18	9,688
旭が丘 5 丁目	747	1,675	0.19	8,815
旭が丘 6 丁目	564	1,285	0.17	7,558
南平 1 丁目	1087	2,415	0.23	10,500
南平 2 丁目	1306	3,011	0.31	9,712
南平 3 丁目	644	1,280	0.16	8,000
南平 4 丁目	741	1,722	0.19	9,063
南平 5 丁目	1368	2,843	0.23	12,360
南平 6 丁目	697	1,409	0.16	8,806
南平 7 丁目	651	1,240	0.14	8,857
南平 8 丁目	516	1,009	0.27	3,737
南平 9 丁目	619	1,385	0.27	5,129

町丁	世帯数	人口(人)	面積 (平方 km)	人口密度 (人/平方 km)
日野本町 1 丁目	257	455	0.07	6,500
日野本町 2 丁目	644	1,113	0.14	7,950
日野本町 3 丁目	558	1,029	0.10	10,290
日野本町 4 丁目	838	1,736	0.15	11,573
日野本町 5 丁目	640	1,421	0.28	5,075
日野本町 6 丁目	372	873	0.29	3,010
日野本町 7 丁目	291	528	0.13	4,061
神明 1 丁目	729	1,569	0.19	8,257
神明 2 丁目	635	1,373	0.15	9,153
神明 3 丁目	680	1,346	0.12	11,216
神明 4 丁目	877	1,802	0.16	11,262
大坂上 1 丁目	540	974	0.13	7,492
大坂上 2 丁目	606	1,217	0.09	13,522
大坂上 3 丁目	828	1,674	0.13	12,876
大坂上 4 丁目	761	1,447	0.19	7,615
程久保	1,251	1,899	0.54	3,516
程久保 1 丁目	473	930	0.14	6,642
程久保 2 丁目	468	1,007	0.18	5,594
程久保 3 丁目	561	1,185	0.18	6,583
程久保 4 丁目	7	7	0.22	31
程久保 5 丁目	15	28	0.36	73
程久保 6 丁目	65	128	0.20	640
程久保 7 丁目	0	0	0.50	0
程久保 8 丁目	823	1,641	0.22	7,459
大字日野	5,137	11,125	1.56	7,131
大字川辺堀之内	639	1,623	0.40	4,057
大字上田	580	1,338	0.27	4,955
大字宮	193	431	0.10	4,310
大字下田	0	0	0.01	0

町丁	世帯数	人口(人)	面積 (平方 km)	人口密度 (人/平方 km)
万願寺 1 丁目	704	1,472	0.15	9,813
万願寺 2 丁目	922	1,988	0.17	11,694
万願寺 3 丁目	1,161	2,574	0.28	9,192
万願寺 4 丁目	757	1,498	0.22	6,809
万願寺 5 丁目	416	900	0.09	10,000
万願寺 6 丁目	1,051	2,364	0.20	11,820
大字新井	1,751	3,775	0.74	5,101
大字石田	609	1,535	0.65	2,361
石田 1 丁目	512	1,172	0.39	3,005
石田 2 丁目	336	724	0.08	9,050
高幡	2,275	4,412	0.56	7,878
三沢	1,388	2,955	0.35	8,442
三沢 1 丁目	754	1,261	0.19	6,636
三沢 2 丁目	1,126	2,575	0.28	9,196
三沢 3 丁目	973	2,034	0.24	8,475
三沢 4 丁目	611	1,322	0.12	11,016
三沢 5 丁目	560	1,190	0.11	10,818
落川	2,840	5,894	0.78	7,556
百草	3,959	7,934	1.73	4,586

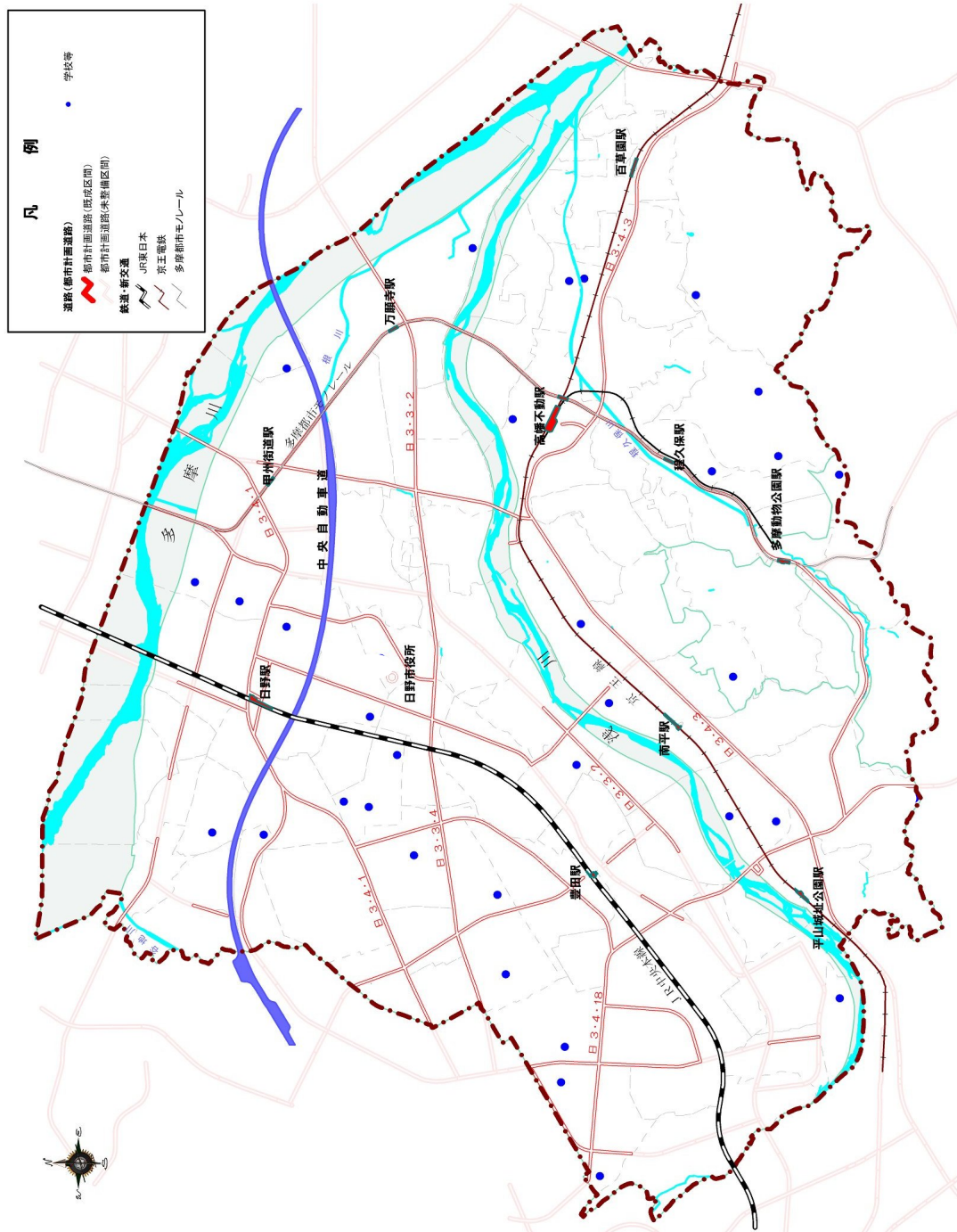
(2) 年齢、男女別人口

平成31年1月1日現在の住民基本台帳による

年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
総数	185,393	92,983	92,410				
0歳～4歳	7,577	3,910	3,667	25歳～29歳	10,199	5,481	4,718
0	1,389	717	672	25	2,054	1137	917
1	1,449	768	681	26	2,090	1150	940
2	1,563	816	747	27	2,000	1048	952
3	1,629	850	779	28	2,033	1078	955
4	1,547	759	788	29	2,022	1068	954
5歳～9歳	8,043	4,113	3,930	30歳～34歳	11,062	5,771	5,291
5	1,598	816	782	30	2,120	1132	988
6	1,598	842	756	31	2,153	1145	1008
7	1,558	791	767	32	2,170	1095	1075
8	1,657	860	797	33	2,277	1125	1152
9	1,632	804	828	34	2,342	1274	1068
10歳～14歳	7,965	4,111	3,854	35歳～39歳	12,319	6,426	5,893
10	1,555	797	758	35	2,424	1240	1184
11	1,641	834	807	36	2,428	1289	1139
12	1,581	798	783	37	2,383	1227	1156
13	1,501	793	708	38	2,555	1342	1213
14	1,687	889	798	39	2,529	1328	1201
15歳～19歳	8,746	4,472	4,274	40歳～44歳	13,965	7,281	6,684
15	1,665	825	840	40	2,516	1289	1227
16	1,749	900	849	41	2,719	1470	1249
17	1,647	853	794	42	2,815	1466	1349
18	1,742	894	848	43	2,894	1496	1398
19	1,943	1000	943	44	3,021	1560	1461
20歳～24歳	10,636	5,617	5,019	45歳～49歳	15,897	8,349	7,548
20	2,106	1118	988	45	3,258	1708	1550
21	2,191	1157	1034	46	3,255	1687	1568
22	2,152	1109	1043	47	3,270	1702	1568
23	2,048	1084	964	48	3,057	1623	1434
24	2,139	1149	990	49	3,057	1629	1428

年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
50歳～54歳	13,765	7,332	6,433	80歳～84歳	7,108	3,052	4,056
50	2,924	1582	1342	80	1,497	643	854
51	3,158	1679	1479	81	1,558	697	861
52	2,330	1234	1096	82	1,479	645	834
53	2,783	1460	1323	83	1,362	581	781
54	2,570	1377	1193	84	1,212	486	726
55歳～59歳	10,559	5,482	5,077	85歳～89歳	4,422	1,733	2,689
55	2,355	1268	1087	85	1,144	457	687
56	2,233	1200	1033	86	1,053	439	614
57	2,062	1028	1034	87	856	317	539
58	1,950	974	976	88	756	280	476
59	1,959	1012	947	89	613	240	373
60歳～64歳	8,865	4,522	4,343	90歳～94歳	1,787	553	1,234
60	1,757	950	807	90	543	175	368
61	1,647	840	807	91	432	122	310
62	1,778	875	903	92	337	114	223
63	1,830	932	898	93	282	85	197
64	1,853	925	928	94	193	57	136
65歳～69歳	11,007	5,205	5,802	95歳以上	544	113	431
65	1,924	910	1014	95	175	43	132
66	2,069	952	1117	96	123	24	99
67	2,035	1003	1032	97	89	24	65
68	2,302	1088	1214	98	64	7	57
69	2,677	1252	1425	99	31	6	25
70歳～74歳	10,867	4,989	5,878	100	27	5	22
70	2,575	1225	1350	101	16	2	14
71	2,696	1240	1456	102	6	1	5
72	1,825	827	998	103	4	0	4
73	1,671	751	920	104歳以上	9	1	8
74	2,100	946	1154				
75歳～79歳	10,060	4,471	5,589				
75	2,252	970	1282				
76	2,092	951	1141				
77	2,136	928	1208				
78	1,941	880	1061				
79	1,639	742	897				

資料 1 - 5 道路・鉄道の位置等



資料 3 - 1 関係報道機関の所在地

名 称	所在地
朝日新聞社 立川支局	立川市曙町 2 - 3 8 - 5
読売新聞社 八王子支局	八王子市本町 2 4 - 8
毎日新聞社 八王子支局	八王子市新町 9 - 2 0 - 2 0 2
産経新聞社 多摩支局	立川市曙町 2 - 3 1 - 1 5 ぶどうやビル 5 F
東京新聞社 立川支局	立川市曙町 1 - 1 3 - 1 1
日本経済新聞社 多摩支局	立川市富士見町 6 - 6 3 - 3 日経立川別館 3 階
時事通信社 立川支局	立川市曙町 2 - 9 - 1 菊屋川口ビル 8 F
共同通信社 立川支局	立川市柴崎町 2 - 3 - 7 松本ビル 4 F
NHK 多摩報道室	立川市曙町 2 - 2 2 - 2 0 立川センタービル 1 2 F
東京メトロポリタン テレビジョン株式会社 多摩ニュースセンター	立川市錦町 1 - 1 0 - 2 5 Y S 錦町ビル 7 F
株式会社ジェイコム東京 八王子・日野局	八王子市明神町 4 - 9 - 8 京王八王子明神ビル

資料 3 - 2 動物の保護等に関する通知

動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方（平成 17 年 8 月 31 日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡）

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 16 条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。

- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。
- 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
 - ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。
- 3 緊急対策事態における動物の保護等
- 緊急対策事態における動物の保護等については、1 及び2 に準ずるものとする。

3-3 救援程度及び方法の基準

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(平成 25 年 10 月 1 日)

(最終改正：平成 29 年 3 月 31 日)

(平成 25 年内閣府告示第 229 号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成 16 年政令第 275 号)第 10 条第 1 項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(救援の程度及び方法)

第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成 16 年政令第 275 号。以下「令」という。)第 10 条第 1 項(令第 52 条において準用する場合を含む。)の規定による

救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)第 75 条第 1 項各号及び令第 9 条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第 13 条までに定めるところによる。

- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準(次項において「特別基準」という。)を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市においては、その長)は、第 1 項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第 2 条 法第 75 条第 1 項第 1 号の収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

イ 避難住民(法第 52 条第 3 項に規定する避難住民をいう。)又は武力攻撃災害(法第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。)により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者(以下「避難住民等」という。)を収容するものであること。

- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。
- ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり320円(冬季(10月から3月までの期間をいう。以下同じ。))については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。
- ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
- (1) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,652,000円以内とすること。
- (2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり320円(冬季については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。
- ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設備のため支出できる費用は、別に定めるところによること。
- ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。
- ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。
- チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法(平成16年法律第110号)第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条、第8条及び第9条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

2 応急仮設住宅

- イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。
- ロ 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、2,652,000円以内とすること。
- ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 炊き出しその他による食品の給与

- イ 避難所(長期避難住宅を含む。以下同じ。)に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。
- ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,130円以内とすること。

2 飲料水の供給

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。
- ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 被服、寝具及び身の回り品
 - ロ 日用品

ハ炊事用具及び食器

ニ光熱材料

- 3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(4月から9月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏期	18,400 円	23,700 円	34,900 円	41,800 円	52,900 円	7,800 円
冬期	30,400 円	39,500 円	54,900 円	64,200 円	80,800 円	11,100 円

- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。))がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

2 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

2 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

3 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人210,200円以内、小人168,100円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 2 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 3 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設備費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり574,000円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 教科書
 - ロ 文房具
 - ハ 通学用品
- 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

- (1) 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
- (2) 高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 1 人当たり 4,400 円
- (2) 中学校生徒 1 人当たり 4,700 円
- (3) 高等学校等生徒 1 人当たり 5,100 円

- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第 11 条 法第 75 条第 1 項第 8 号の規定に基づく令第 9 条第 3 号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 死体の捜索

- イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。
- ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

2 死体の処理

- イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。
- ロ 次の範囲内において行うこと。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (2) 死体の一時保存
 - (3) 検案
- ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。
- ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1 体当たり 3,400 円以内とすること。
 - (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は 1 体当たり 5,300 円以内とすること。この場合において、

死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり135,100円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 飲料水の供給
 - ロ 医療の提供及び助産
 - ハ 被災者の捜索及び救出
 - ニ 死体の捜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分
- 2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定希望する場合は備考欄に記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し 回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1） 本収集は国民保護法第94条第1項の規程に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規程に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号(第2条関係)

安 否 情 報 報 告 書

報告日時 年 月 日 時 分

市町村名 担当者名

①氏名	②フリガナ	③出生 の年月 日	④男 女の 別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人 を識別するた めの情報	⑧負傷(疾 病)の該当	⑨負傷又 は疾病の 状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その 他必要情報	⑫親族・同居 者への回答の 希望	⑬知人への 回答の希望	⑭親族・同居者・知人 以外の者への回答又は 公表の同意	備 考

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。
 - 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日															
(あて先) 日野市長															
申 請 者															
住所(居所) _____															
氏 名 _____															
<p style="text-align: center;">下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。</p>															
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③その他 ()														
備 考															
た被 め照 に会 必者 要を な特 事定 項す る	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">出生の年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">男女の別</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small></td> <td style="text-align: center;">日本 その他 ()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他個人を識別 するための個人情報</td> <td></td> </tr> </table>	氏 名		フリガナ		出生の年月日		男女の別		住 所		国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本 その他 ()	その他個人を識別 するための個人情報	
氏 名															
フリガナ															
出生の年月日															
男女の別															
住 所															
国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本 その他 ()														
その他個人を識別 するための個人情報															
※ 申請者の確認															
※ 備 考															

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安 否 情 報 回 答 書

殿	年 月 日 日野市長	
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記の通り回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための個人情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要な情報」に記入すること。

資料 3 - 5 公用令書等の様式

別記様式第一

収用第 号	公 用 令 書 氏 名 住 所	第81 条第2項 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第81 条第4項 第183 条にお いて準用する第81 条第2項 の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。 いて準用する第81 条第4項 (理由)			
年 月 日		処分権者 氏 名 印			
収容すべき 物資の種類	数量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第二

保管第 号	公 用 令 書 氏 名 住 所	第81 条第3項 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第81 条第4項 第183 条にお いて準用する第81 条第3項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 いて準用する第81 条第4項 (理由)		
年 月 日		処分権者 氏 名 印		
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第三

使用第 号

公 用 令 書

氏 名
住 所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第82 条
第183 条において準用す
の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。

第82 条
(理由)

年 月 日

処分権者 氏 名 印

名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A 5とする。

別記様式第四

取消第 号

公 用 取 消 令 書

氏 名
住 所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第81 条第2項
第81 条第3項
第81 条第4項
第82 条
第183 条にお
第183 条にお
第183 条にお
第183 条にお

いて準用する第81 条第2項
いて準用する第81 条第3項 の規定に基づく公用令書 (年 月 日 第
いて準用する第81 条第4項
いて準用する第82 条

号) に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置
に関する法律施行令 第16条 の規定により、これを交付する。
第52 条において準用する第16 条

(取り消した処分の内容)

年 月 日

処分権者 氏 名 印

備考 用紙は、日本工業規格A 5とする。

資料 3 - 6 被災情報の報告様式

火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官
最終改正平成 29 年 2 月消防庁第 11 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第 40 条消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。
ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
- (2) 「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第 2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第 1 報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第 1 報後の報告を

引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。
- (3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。
特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。
- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。
- (5) (1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告すること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館、国指定重要文化財の火災
- d 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- e 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの

- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの
 - (ウ) 交通機関の火災
 - a 航空機火災
 - b タンカー火災
 - c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
 - d トンネル内車両火災
 - e 列車火災
 - (エ) その他
 - 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
(例示)
 - ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
 - イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - (ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
(例示)
 - ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
 - (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - (ウ) 特定事業所内の火災（（ア）以外のもの。）
 - ウ 危険物等に係る事故
 - 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
 - (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
 - (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
 - (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
 - (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
 - (カ) 高速道路路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
 - エ 原子力災害等
 - (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
 - (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者等から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
 - (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
 - オ その他特定の事故
 - 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
 - カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故
- (3) 社会的影響基準
- (1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害等による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 一般基準
 - ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
 - ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

- (2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

（ア）当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの
- イ 津波
 - (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
 - (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの
- ウ 風水害
 - (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- エ 雪害
 - (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- オ 火山災害
 - (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
 - (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
 - (1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
 - 第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
 - (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 第2の1の(2)のイ(ア)、(イ)に同じ。
 - (3) 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - ア 第2の1の(2)のウ(ア)、(イ)に同じ。
 - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
 - 第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故

- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び環境

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。

なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。

なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

- (11) その他参考事項
以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。
(例)
・自衛隊の派遣要請、出動状況
- (12) 原子力災害等の場合
ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故等)

- (1) 事故災害種別
「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事故等の概要
「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。
- (3) 死傷者等
ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。
イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。
- (4) 救助活動の要否
救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。
- (5) 要救護者数(見込)
救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。
- (6) 消防・救急・救助活動状況
出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。
- (7) 災害対策本部等の設置状況
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。
- (8) その他参考事項
以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。
(例)
・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
・避難指示(緊急)・避難勧告の発令状況
・避難所の設置状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・NBC検知結果(剤の種類、濃度等)
・被害の要因(人為的なもの)
不審物(爆発物)の有無
立てこもりの状況(爆弾、銃器、人物等)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式ーその1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。

なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式ーその2 (被害状況即報)

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額

については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第1号様式 (火災)					第 報		
					報 告 日 時	年 月 日 時 分	
					都 道 府 県		
消防庁受信者氏名					市 町 村 (消 防 本 部 名)		
※ 爆発を除く。					報 告 者 名		
火 災 種 類	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他						
出 火 場 所							
出 火 日 時	月 日 時 分		(鎮 庄 日 時)		(月 日 時 分)		
(覚 知 日 時)	(月 日 時 分)		鎮 火 日 時		月 日 時 分		
火 元 の 業 態 ・ 用 途				事 業 所 名 (代 表 者 氏 名)			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)				人		
	負傷者	重 症			人		
		中 等 症			人		
		軽 傷			人		
建 物 の 概 要	構造			建築面積			
	階層			延べ面積			
焼 損 程 度	焼損棟数	全 焼	棟	} 計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	m ²
		半 焼	棟			建物焼損表面積	m ²
		部分焼	棟			林野焼損面積	a
		ぼ や	棟				
り 災 世 帯 数				気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部(署)			台	人		
	消 防 団			台	人		
	そ の 他						
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況							
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況							
そ の 他 参 考 事 項							

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)				第 報			
事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年	月	日	時	分
		都道府県					
		市町村 (消防本部名)					
		報告者名					
消防庁受信者氏名							
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()						
発生場所							
事業所名	特別防災区域	[レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他]					
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分				
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分				
消防覚知方法	気象状況						
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス		物質名				
	5.毒劇物 6.RI等 7.その他()						
施設の区分	1.危険物施設 2.高危混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 ()						
施設の概要			危険物施設 の区分				
事故の概要							
死傷者	死者(性別・年齢)		人	負傷者等	人 (人)		
				重症	人 (人)		
				中等症	人 (人)		
				軽傷	人 (人)		
消防防災 活動及び 救急・救助 活動状況				出場機関	出場人数	出場資機材	
				事業所 その他	自衛防災組織		
					共同防災組織		
					消防本部(署)		
				消防団			
				海上保安庁			
	警戒区域の設定		月 日 時 分	自衛隊			
	使用停止命令		月 日 時 分	その他			
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故等)					第 報					
					報 告 日 時		年 月 日 時 分			
					都 道 府 県					
消防庁受信者氏名					市 町 村 (消防本部名)					
					報 告 者 名					
事故災害種別 1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態										
発 生 場 所										
発 生 日 時			月 日 時 分		覚知方法					
(覚 知 日 時)			(月 日 時 分)							
事 故 の 概 要										
死 傷 者	死者 (性別・年齢)				負傷者等			人 (人)		
	計 人							重症 人 (人)		
								中等症 人 (人)		
	不 明 人							軽 傷 人 (人)		
救助部隊の要否										
要救護者数(見込)					救 助 人 員					
救 急 ・ 救 助 活 動 の 状 況										
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況										
その他参考事項										

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人数を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その1)

[災害概況即報]		報告日時	年	月	日	時	分
消防庁受信者氏名		都道府県					
		市町村 (消防本部名)					
災害名 (第 報)		報告者名					

災害の概況	発生場所				発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の	(都道府県)			(市町村)					
	設置状況									

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その2)
(被害状況即報)

市町村名				区	分	被 害
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災 害 名 第 報			田	流 失 ・ 埋 没	h a
	(月 日 時 現 在)				冠	水
報 告 者 名				畑	流 失 ・ 埋 没	h a
			冠		水	h a
人 的 被 害	区 分			そ の 他	文 教 施 設	箇 所
	被 害				病 院	箇 所
	死 者	人			道 路	箇 所
		行 方 不 明 者	人		橋 り よ う	箇 所
		負 傷 者	重 傷		人	河 川
	軽 傷		人		港 湾	箇 所
	住 家 被 害	全 壊	棟		砂 防	箇 所
			世 帯		清 掃 施 設	箇 所
		半 壊	棟		崖 く ず れ	箇 所
			世 帯		鉄 道 不 通	箇 所
一 部 破 損		棟	被 害 船 舶 隻			
		世 帯	水 道 戸			
床 上 浸 水	棟	電 話 回 線				
	世 帯	電 気 戸				
床 下 浸 水	棟	ガ ス 戸				
	世 帯	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所			
非 住 家	公 共 の 建 物	棟	り 災 世 帯 数	世 帯		
	そ の 他	棟	り 災 者 数	人		
			火 災 発 生	建 物 件		
				危 険 物 件		
				そ の 他 件		

区分	被 害	市 本 部 町 村 の 災 害 對 策 状 況	名 称	
公 共 文 教 施 設	千 円		設 置	
農 林 水 産 業 施 設	千 円		解 散	
公 共 土 木 施 設	千 円			
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円		※災 害 對 策 本 部 に つ い て は、市 町 村 長 を 長 と し た 災 害 對 策 基 本 法 に 基 づ く も の を 設 置 し た 場 合 の み 記 入 す る こ と。	
小 計	千 円		【住 民 避 難 の 状 況】 地 区 名 世 帯 数、人 数 種 別 (避 難 指 示、避 難 勸 告、避 難 準 備 情 報、自 主 避 難) 原 因 発 令 時 刻 解 除 時 刻 避 難 場 所 (詳 細 に つ い て は 避 難 勸 告・指 示 状 況 報 告 書 に 記 入)	
そ の 他	千 円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人
	千 円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人
被 害 総 額	千 円			

備 考	災 害 発 生 場 所	
	災 害 発 生 日 時	
	災 害 の 種 類 概 況	
	応 急 對 策 の 状 況	
	119番 通 報 件 数	
	・消 防、水 防、救 急・救 助 等 消 防 機 関 の 活 動 状 況	
	・避 難 の 勸 告・指 示 の 状 況	
	・避 難 所 の 設 置 状 況	
	・他 の 地 方 公 共 団 体 へ の 応 援 要 請、救 援 活 動 の 状 況	
	・自 衛 隊 の 派 遣 要 請、出 動 状 況	
・ボ ラン ティア セン ター の 設 置 状 況 (設 置 の 有 無 及 び 設 置 場 所 等)		
・ボ ラン ティア の 活 動 状 況 (受 入 の 有 無、派 遣 の 有 無 等)		
・そ の 他 関 連 事 項		

※1 被 害 額 は 省 略 す る こ と が で き る も の と す る。
 ※2 119番 通 報 の 件 数 は、10件 単 位 で、例 え ば 約 10件、30件、50件 (50件 を 超 え る 場 合 は 多 数) と 記 入 す る こ と。